

田 や 第 3 5 2 号
令和 7 年 8 月 26 日

各 指 定 居 宅 介 護 支 援 事 業 所 開 設 者 様

田 辺 市 保 健 福 祉 部 長
(公 印 省 略)

居宅介護支援における特定事業所集中減算について（令和 7 年度 前期分）

平素は、介護保険事業に格別のご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 7 年度前期の判定結果報告につきまして、下記のとおりといたしますので、判定様式の提出等に遺漏のないようお願いいたします。

記

- ・判定期間

（前期）令和 7 年 3 月 1 日 ～ 令和 7 年 8 月末日

- ・提出書類

居宅介護支援における特定事業所集中減算に係る判定様式

◆ 必要な場合は、挙証資料及び必要書類を必ず添付してください。

- ・提出期限

令和 7 年 9 月 12 日（金）

- ・提出先

田 辺 市 や す ら ぎ 対 策 課 指 導 係

- ・提出方法

（1）電子申請・届出システム

【URL】<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

「申請届出メニュー」は、「5．加算に関する届出」を選択し、ご提出ください。

（2）郵送又は持参

電子申請届出システムの活用環境が整っていないなど、やむを得ない事情がある場合、郵送又は書類の持参による届出も可能とします。この場合においては、2 部ご提出ください。1 部を事業所控え分として、お返しいたします。

また、郵送の場合、事業所控え分の返信用封筒（郵便番号、住所、事業所名を記載し切手を貼ったもの）を同封してください。後日、受付印を押印し返送いたします。

◆ 提出を要する事業所は、下記の①、②となります。

① 判定の結果が 8 0 %を超えた事業所

② 判定期間内に新規指定を受けた事業所

◆ 対象とならない事業所は提出する必要はありません。

（従来からの取扱いと変更はありません。ただし、判定結果が 80%を超えなかった場合においても、書類は各事業所において判定期間後の減算適用期間が完結した日から 5 年間保存してください。）

※ 判定様式、必要な書式は、田辺市やすらぎ対策課指導係のホームページに掲載しています。また、併せて掲載しています「(別紙) 居宅介護支援費の算定に係る特定事業所集中減算の取り扱いについて」をご確認ください。

(田辺市やすらぎ対策課指導係ホームページ
<https://www.city.tanabe.lg.jp/yasuragi/shidou/index.html>)

〒646-8545 和歌山県田辺市東山一丁目5番1号

田辺市 やすらぎ対策課 指導係

電話：0739-33-7033 FAX：0739-25-3994